

大阪南労働基準監督署発表
令和8年8月25日

【照会先】

大阪南労働基準監督署

電話06-7688-5580

最低賃金法違反の疑いで書類送検
(1か月分の賃金不払いの疑い)

令和8年8月25日、大阪南労働基準監督署(署長 しおじり 塩尻 ただし 公)は、鍼灸整骨院を営むのぞみ鍼灸整骨院の代表者を下記のとおり、最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

のぞみ鍼灸整骨院の代表者(以下「被疑者」という。)

所在地 大阪市住之江区浜口西

事業内容 鍼灸整骨院

2 違反条文等

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第40条(罰則)

3 事件の概要

被疑者は、労働者2名に対し、令和7年6月分の定期賃金を、その所定支払日である令和7年7月28日に支払わなかったものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金は令和6年10月1日から時間額1,114円です。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

○最低賃金法(抜粋)

第3条 (最低賃金額)

最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間によつて定めるものとする。

第4条 (最低賃金の効力)

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(以下略)

第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。